



特定社会保険労務士

ヒライ先生のQ&A

<PROFILE> 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。

社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

<現在> 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

相談事例 営業秘密の侵害(競業避止義務)

その5

今月号では、フォセコ・ジャパン・リミテッド事件(奈良地裁 昭45・10・23)で述べられている秘密は実際存在したか、また債務者両名(労働者)の競業避止義務はあったのかについてみてみます。

(1) 秘密の存在について

1 本件において秘密と称されているのは金属鋳造用の副資材の製造法(材料・工程等)に関する秘密である。証拠によれば債務者は親会社より技術援助を受けるに際して製品の成分・製造方法に関する秘密の漏洩防止を義務づけられること、債務者では研究部・生産部に所属する社員に対してS.D.Aと称する特別の機密保持手当を支給しており……中略……イノキュリン10の製造方法については右3冊のハンドブックを照合して初めて全体が明らかになるようになつてきることが認められ他に右認定を覆す……後略……

2 前述のように債務者が技術的秘書を有するとして市販されている債務者製品の分析により極めて容易に製造しうるものであるとすれば、それは債務者にとって主観的にはともかく、客観的には保護に値する秘密とは言い難いのでその点について更に検討を加える。……中略……元素の種類とその重量割合を求める元素分析は研究室等で直ちに分析可能な方法であり、比較的容易であるが、インキユリン10のような接着材は、各種の有機化合物を混合して作るのであるから、元素分析だけでは足りず、

技術的秘書の存在が推認される……中略……したがつて債務者は客観的に保護されるべき技術上の秘書を有しているといえる。

(2) 債務者両名の競業避止義務について

1 ……前略……債務者Yは、研究部所属中Xと同様に職務に従事しており、大阪支社においては、営業部員に対する技術指導等に従事していたことが認められ、右認定に反する疎明はないので、債務者両名は、債務者の技術的秘書を知り、知るべき地位にあつたと説明ができる。

2 そして債務者両名が昭和44年6月債務者を退職する、まもなく、同年8月29日にA社が設立され、両名は取締役となり、直ちに債務者製品と同様の製品販売活動を行つている……中略……したがつて債務者両名は、競業者たるA社に対し債務者の営業の秘書を漏洩し、或いは必然的に漏洩すべき立場にあるといえ、債務者は本件特約に基づいて債務者らの競業行為を差し止める権利を有するものといえる。

競業避止義務契約の有効性判断の重要なポイントは、
 ①守るべき企業の利益(秘書)があるかどうか、そして範囲に留まっているかという観点から、(i)従業員の地位、(ii)地域的な限定があるか、(iii)競業避止義務の存続期間や、(iv)禁止される競業行為の範囲について必要な制限が掛けられているか、(v)代償措置が講じられています。一度見直してみる必要があり

<完>